

## 「評議員のあり方および認定方法」

### I. 選出方法の原則

一定の役割(後述)を果たす意思があり、かつ一定の資格をもつ者が認定申請し、それに対して学会として審査・承認することを原則とする。

### II. 役割

役割は以下とする。

1. 学術集会企画、参加、発表、各種座長など学術集会活動における貢献
2. 学会の関与する教育セミナー、教育企画事業等への貢献
3. 学会、あるいは専門医として意見を収集するときの協力  
(学会としての意思決定、意見表明、ガイドライン作成を含む)
4. Clinical Pediatric Endocrinology (以下、CPE)への積極的投稿、査読
5. 評議員会、各種委員会への参加
6. 理事・監事選出における被選挙権、選挙権の保持
7. 理事会に対する提言
8. 国際的なアクティブメンバーとしての貢献(国際学会参加、発表、国際協力を含む)
9. 地域での啓発活動への貢献
10. IV付記への同意

### III. 認定資格、審査、更新

#### 【認定資格】

以下の(A)～(D)の要件をすべて満たすことを評議員の認定資格とする。

- (A)小児内分泌学に十分な興味を持ち、上述した評議員としての役割を積極的に果たす意思を有する旨を、自己申告すること(この自己申告は、評議員の認定申請をもって代える)。
- (B)就任会計年度初めにおいて年齢が70歳未満、日本小児内分泌学会の学会員歴が8年以上あり、申請時において、直近の継続する3年度以上にわたり学会費を納入している正会員であること。なお、任期中に70歳に達した時は、当該会計年度の最終日をもって評議員の資格を失うものとする。
- (C)直近の3年間で2回の学術集会参加、且つ、1回の発表(形態は問わず)があること(直近の3年間のうち外国に滞在している期間が1年以上ある場合は、その期間を除いた直近の3年間において評価する)。

(D)以下の1.または2.の、いずれかを満たすこと。

1. 日本内分泌学会内分泌代謝科(小児科)専門医あるいは日本糖尿病学会専門医(小児科)の資格を有すること。
2. (1)CPEに論文が掲載されていること(第1巻以降から現時点までの掲載を認めるが、アブストラクトは認めない)、あるいは、(2)直近の3年間で英文または日本語の、査読のある学術雑誌に掲載された内分泌または小児内分泌に関わる原著論文(症例報告を含む)が最低1編あり、この論文の筆頭著者あるいはその研究に指導者として関わっていること。

#### 【審査】

1. 認定資格要件を満たすと考える者は、以下の書類を日本小児内分泌学会事務局に提出する。
  - (1)資格要件(A)を確認する評議員認定申請書(生年月日の記載を含む)
  - (2)資格要件(C)を証明する書類
  - (3)資格要件(D)を証明する書類
2. 上記資格要件(A)～(D)に関して、(A)と(B)は必須であるが、(C)と(D)のうち、いずれかを満たさない場合においても、理由を添付して評議員認定申請書を提出することができる。
3. 認定の審査は、あり方委員会が行い、理事会が承認する。

#### 【更新】

評議員は、3年ごとに更新の手続きを必要とする。

評議員としての役割を積極的に果たす意思を持つ者が学会員資格を継続していることに加え、上記(C)及び(D)とともに過去3年間で満たしている場合に、更新の有資格者になる。

更新にあたり、就任会計年度初めにおける年齢が70歳未満であることとする。任期中に70歳に達した時は、当該会計年度の最終日をもって評議員の資格を失うものとする。

なお、更新を希望する場合、就任会計年度初めにおける年齢が60歳未満であるときには更新の手続きを必要とするが、60歳以上である場合には、更新希望の意思表示を行い、それ以上の手続きは必要としない。

#### IV. 付記

評議員は、その氏名、所属、所属先、登録した電子メールアドレスについて、理事会が必要かつ妥当と認め、目的等を予め評議員へ通知した場合に限り、関連学会、研究班、学会と直接に契約を締結した特定の企業・団体などに対して、提供されることに同意するものとする。なお、第三者に提供する場合に用いる、別のアドレスを事前に登録することができる。